

特集
3

国民生活センターの50年

—こんなことがありました—

1970年、カラーテレビの普及率がまだ30%程度だった年に国民生活センターは設立されました。それから50年。さまざまな取引や製品安全等の問題が社会に現れましたが、国民生活センターは消費生活相談業務、広報業務、商品テスト業務、研修業務と消費者問題の解決等、国民生活の安定に必要な事業を実施してきました。全国の消費生活センターや、消費生活相談窓口の相談員の協力により、消費者問題の実態を調査し、また注意喚起を行い、相談情報は数々の法制度の成立や改正にも反映されてきました。ここではそれらを社会の出来事とともに簡単な年表にまとめました。

	国民生活センターの出来事		消費者問題や社会での出来事	
1970年	5月23日	国民生活センター法(法律第94号)公布	3月	日本万国博覧会(大阪万博)開幕
	10月1日	国民生活センター発足。一般消費者からの相談受付開始		カラーテレビ二重価格問題発生、不買運動へ
1971年	4月30日	月刊『国民生活』創刊	10月	天下一家の会(ネズミ講)強制捜査
1972年	3月	『くらしの豆知識』創刊		2月
	7月17日	東京都港区高輪の国民生活センター事務所で業務開始	7月	この頃、SF商法の苦情続出
	10月1日	試験室、テスト業務を開始		
1973年	3月	電算機による生活相談事例検索業務等開始	11月	石油危機
	11月	石油危機によるトイレトーパー、洗剤等物不足の問い合わせでセンター中の電話がパンク状態となる		尼崎市で、主婦が買いために殺到し、重傷者が出る騒ぎに
	12月	「消費生活相談員専門研修講座」開始		12月
1974年	11月	商品比較テストを開始	5月	公正取引委員会、商品の原産国表示の基準を定める
1975年	1月	「消費生活相談員養成講座」開始	4月	およげ!たいやきくんブーム
	2月18日	試験室、比較テスト結果第1号「ガステーブル」を公表		ザ・ピーナッツ引退
1976年	9月7日	危害情報室、「危害発生速報」創刊	6月	「訪問販売等に関する法律」公布
	12月	危害情報室、最初の「危害情報報告書」を出す	10月	この頃、欠陥住宅問題化
1977年	5月	「うまい話にご用心ーネズミ講の正体と落とし穴」のリーフレットを発行	12月	第1回国民栄誉賞に王貞治選手
	6月	月刊『くらしの危険』創刊		「国民生活センター消費生活相談員養成講座修了者の会」結成総会
1978年	10月1日	病院からの危害情報収集を本格的に開始	6月	サザンオールスターズ「勝手にシンドバッド」でデビュー
1980年	3月1日	相模原事務所で「商品テスト・研修施設」業務開始	11月	「無限連鎖講の防止に関する法律」公布
			10月	山口百恵、芸能界を引退 「消費者関連専門家会議(ACAP)」設立
1981年	2月20日	『たしかな目』創刊号、2万部発行		トットちゃんブーム
1983年	8月	リーフレット「サラ金被害を防ぐために」を51.1万部発行	4月	この頃、サラ金被害続出
1984年	4月	「全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)」を運用開始	1月	消費生活相談員養成講座修了者の会が「全国消費生活相談員協会」と名称変更
1985年	6月28日	「豊田商事関連110番(特設相談)」実施(8月31日まで)	6月	豊田商事事件 通商産業省と各地通商産業局、豊田商事グループの被害者から電話相談に応ずる「豊田商事110番」設置
1988年	10月31日	「消費生活年報」創刊	3月	ドラゴンクエストⅢ、社会現象となる
	12月16日	「消費者被害早期警戒情報」初公表		東京ドーム開場
1991年	8月28日	ダイヤルQ2業務の改善についてNTTに要望、同サービスについて郵政省電気通信局に情報提供	4月	牛肉・オレンジ輸入自由化
	10月15日	「消費生活専門相談員資格認定制度」による第1回資格試験実施	9月	SMAP「Can't Stop!! -LOVING-」でCDデビュー

国民生活センターの出来事		消費者問題や社会での出来事		
1995年	2月1日	兵庫県立神戸生活科学センターへ職員を派遣	1月	阪神・淡路大震災発生
	2月7日	「震災関連消費生活ダイヤル(フリーダイヤル)」開設(3月末まで) 生活ニューネット内に「震災関連生活情報ボード」を開設	3月	地下鉄サリン事件
	10月1日	国民生活センターホームページを開設	7月	「製造物責任法」が施行、民間業界のPL対応窓口の設置相次ぐ 野茂英雄選手、大リーグに移籍・活躍
	10月16日	こんにやく入りゼリー窒息事故の公表		Windows95 発売
1996年	4月1日	生活ニューネットインターネット接続サービス(電子メール、ニュース)開始	4月	欧州で狂牛病発生、消費者の不安解消策として輸入牛肉の原産国表示決める
1999年	1月	PIO-NETの相談情報データ累計300万件突破	12月	「成年後見制度」を導入した民法の一部改正案など4法案が可決成立(2000年4月施行) 2000年問題で首相官邸に対策室設置。多数の官庁や企業で万が一に備えた対策が取られた
	12月29日	コンピュータ2000年問題(Y2K)に対応して臨時的相談窓口体制(2000年1月4日まで)		
2000年	4月25日	『国民生活』がリニューアル	4月	「介護保険法」が施行
	4月25日	メールマガジン「生活ニューネットマガジン」の配信を開始		「住宅品質確保促進法」が施行
	10月1日	国民生活センターの英文名称を「JCIC」から「NCAC(National Consumer Affairs Center of Japan)」に変更	11月	「訪問販売法」改正案が成立。名称は「特定商取引に関する法律」に
2001年	1月6日	監督官庁が経済企画庁から内閣府に変更	4月	「消費者契約法」が施行
2002年	4月	商品比較テストを廃止し、人の生命・身体等に重大な影響を及ぼす苦情処理テストを実施	5月	FIFAワールドカップ・日韓大会が開催
	4月8日	「消費者トラブルメール箱」による情報収集の開始	6月	東京都千代田区で全国初の「歩きタバコ禁止条例」が成立
	7月	ホームページに携帯電話用(iモード対応)サイトを開設	7月	改正「JAS法」が施行。食品の偽装表示に対する罰則強化、違反者名の公表の迅速化などを定める
	8月	ホームページで「消費生活相談データベース」運用開始	10月	小柴昌俊氏、田中耕一氏がノーベル賞受賞
2003年	12月	「独立行政法人国民生活センター法」公布		
	3月6日	インド電気通信紛争処理・上訴裁判所(TDSAT)一行来訪	7月	食の安全性を確保・評価する「食品安全委員会」が発足
	10月1日	独立行政法人に移行、相模原事務所、東京事務所を配置	8月	「ヤミ金融対策法(貸金業規制法及び出資法等の一部改正法)」が公布。貸金業者登録制度の強化、罰則の大幅引き上げ等が主な内容
	10月28日	タイ消費者保護委員会研修生を受け入れ	10月	経済産業省は、違法な迷惑メールで出会い系サイトの利用を勧誘した事業者2社に対し、特商法による初めての行政処分
2006年			12月	関東、中京、近畿の一部地域で地上デジタル放送が開始
	9月15日	シュレッターの安全性について公表	1月	最高裁は、グレーゾーン金利について、高金利を事実上強制した場合にも「利息制限法」の上限を超える利息の支払いは無効という初の判断
	9月19日	中国消費者協会一行来訪	5月	「消防法」改正、住宅用火災警報器等の設置が義務づけ
2007年	11月8日	スプレー缶製品の使用上の安全性について公表	8月	経済産業省、幼児がシュレッターで誤って指を切断する事故を受け、業界団体に消費者に対する周知徹底と再発防止策の検討などを要請。消費者にも注意を呼びかけ
	9月7日	タイ首相府大臣一行来訪	11月	製品事故を起こしたメーカーや輸入業者に報告を義務づける改正「消費生活用製品安全法」が成立
2008年	10月26日	福田康夫内閣総理大臣(当時)視察(相模原)	4月	「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)」が施行
	4月	「国民生活」と「たしかな目」を統合し、「月刊国民生活」創刊	6月	改正「消費者契約法」施行。消費者団体訴訟制度がスタート
2009年	5月2日	改正「独立行政法人国民生活センター法」公布、「重要消費者紛争」解決を図る事務が追加される	9月	「金融商品取引法」、改正「金融商品販売法」が施行
	1月8日	ミニカップタイプのこんにやく入りゼリーの現状について公表	1月	福田内閣総理大臣、施政方針演説で消費者行政一元化に向け「消費者庁」を創設する方針を表明
2010年	4月1日	紛争解決委員会設置・紛争解決手続スタート	2月	政府の「消費者行政推進会議」発足 改正「消費者契約法」等が成立。適格消費者団体による差止請求の対象が、特商法および景表法上の不当行為に拡大
	5月11日	タイ消費者保護局一行来訪	5月	裁判員制度スタート
	7月	市町村の消費生活相談窓口の実務経験豊富な「消費生活相談専門家」を派遣する「巡回訪問事業」を開始		消費者庁設置関連3法案が全会一致で可決・成立
			9月	消費者行政の司令塔「消費者庁」と、その監視役となる「消費者委員会」が発足
			10月	法制審議会「18歳成人」を答申。若年者の消費者被害対策が課題に
			12月	「特商法」「割販法」の改正法が完全施行。指定商品・役務制の廃止を始め、大幅に規制を強化

	国民生活センターの出来事		消費者問題や社会での出来事	
2010年	1月16日	「土日祝日相談」受付開始	1月	全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口を案内する「消費者ホットライン」が全国で運用開始
	4月27日	韓国消費者院院長一行来訪	6月	「貸金業法」「出資法」「利息制限法」の改正完全施行(総量規制の導入、グレーゾーン金利撤廃へ)
	7月22日	ベトナム工業商業省競争機構長一行来訪	9月	この頃、貴金属等の訪問買取被害多発
2011年	3月27日	東日本大震災の発生を受け、消費生活相談を実施できない地域を支援するため、「震災に関連する悪質商法110番」開設(7月29日まで)	2月	この頃、「劇場型勧誘」によるトラブル増加
	5月	東日本大震災被災地の相談窓口等に消費者問題の専門家(弁護士、司法書士、土地家屋調査士等)を派遣する事業を消費者庁と共同で開始	3月	東日本大震災発生 九州新幹線開業
	6月20日	消費生活センターの窓口支援として、話中の相談窓口をバックアップする「平日バックアップ相談」受付開始	この頃、震災に便乗した商法続発 この頃、放射性物質に対する不安広がる	
	11月	韓国消費者院が視察	5月	茶のしずくせっけんによるアレルギー症例が発生し回収
2012年	3月14日	ベトナム公正取引委員会来訪	7月	地上波テレビのアナログ放送を終了し、地上デジタル放送に完全移行(一部を除く)
	5月22日	詐欺的「サクラサイト商法」被害撲滅キャンペーン(6月29日まで)	11月	消費者庁越境消費者センター開設
	5月18日	「月刊国民生活」をウェブ版「国民生活」へ移行	5月	消費者庁、オンラインゲームの「コンプガチャ」が景品表示法の景品規制に当たると判断
	11月9日	オマーン消費者保護局が視察	10月	消費者庁に、消費者安全調査委員会発足
2013年	7月29日	「消費者行政の体制整備のための有識者意見交換会」中間整理を受け、試行的に「お昼の消費生活相談」受付開始	12月	「消費者教育の推進に関する法律(消費者教育推進法)」が施行
	12月24日	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(閣議決定)において中期目標管理型の法人とするとの方針	ペニーオークション詐欺が横行	
	5月		5月	高齢者をねらった健康食品の送りつけ商法が激増
2015年	6月1日	「国民生活センター越境消費者センター」を開設し、相談受付開始	7月	美白化粧品による白斑トラブル発覚
	7月29日	「お昼の消費生活相談」受付開始	3月	北陸新幹線開業
2016年	2月19日	電力取引監視等委員会と連携協定を締結	7月	消費者ホットライン3桁の電話番号「188」の案内開始
	4月26日	消費者安全法に基づく「消費生活相談員資格試験」の登録試験機関として内閣総理大臣の登録を受ける	10月	マイナンバー通知開始
	4月28日	「熊本地震消費者トラブル110番」開始(7月14日まで)	4月	改正「景品表示法」が施行、課徴金制度が導入
	10月1日	国民生活センターの「使命」と「行動指針」策定・公表	電力小売の全面自由化 樺坂46「サイレントマジョリティー」でCDデビュー 熊本地震発生	
2017年	6月2日	改正「独立行政法人国民生活センター法」公布、業務として特定適格消費者団体が申し立てる仮差押命令に担保を立てることが追加(10月施行)	10月	「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(消費者裁判手続特例法)」が施行
	6月15日	台湾消費者文教基金会と国際取引の消費者相談に関する相互協力のための覚書(MOU)調印	4月	改正「資金決済法」が施行、「仮想通貨」に関する新しい制度がスタート
	10月1日	適格消費者団体支援室を設置	5月	「民法の一部を改正する法律」が成立(約款規定の新設、貸借における敷金返還や原状回復に関するルールが明文化)
2018年	6月20日	香港消費者委員会とMOU調印	7月	適格消費者団体等の活動を支援する「消費者スマイル基金」が設立される
	12月3日	「訪日観光客消費者ホットライン」開設	1月	振袖の販売・レンタル業を行う「はれのひ」突然の営業中止、予約していた晴れ着を成人式に着られないトラブルが発生
2019年	3月15日	改元に伴ったトラブルへの注意喚起	6月	成年年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が成立
	6月6日	インターネットチケット転売トラブルについて注意喚起	7月	消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、内閣総理大臣が会長を務める消費者政策会議で「架空請求対策パッケージ」取りまとめ
	9月25日	ラトビア共和国とMOC締結	2月	レオパレス施工不良問題発覚
2020年	2月13日	エストニア共和国とMOC締結	5月	平成から令和へ
	2月26日	新型コロナウイルスに伴った悪質商法について注意喚起		
	5月1日	「新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン」開設		
	10月1日	創立50周年を迎える	4月	民法(債権関係)改正法が施行
			7月	改正「容器包装リサイクル法」で、レジ袋の有料化が義務化